

愛犬への

秋の集合注射

狂犬病予防注射を忘れずに！

狂犬病予防注射の秋の集合注射を以下のとおり行います。まだ飼い犬に予防注射を受けさせていない方は、必ず接種させてください。



なお、市外の動物病院などで既に予防注射を受けた場合は、環境共生課環境対策班窓口または各総合支所地域応援班窓口に「狂犬病予防注射済証」を提出してください。窓口で「狂犬病予防注射済票」を交付します。

■期 日 10月25日(土)

■時間および場所

- ①午前 9時00分～ 9時20分／市役所雄勝庁舎前
- ②午前 9時50分～10時10分／皆瀬体育館前
- ③午前10時30分～10時50分／市役所稲川庁舎前
- ④午前11時10分～11時40分／市役所本庁舎前

※注射会場で飼い犬を制御できない場合は注射を受けることができません。必ず飼い犬を制御できる方がお越しください。

■持ち物 (1)通知ハガキ(届いた方のみ)
(2)注射料金(1頭3,500円)

※飼い犬の新規登録をする場合は別途登録料がかかります(1頭3,000円)

info
05犬を飼っている
皆さんへ

問 環境共生課環境対策班 (☎ 55-8069)

マナーを守ってまちを美しく

犬のふんは

必ず飼い主が持ち帰りましょう！



個人の敷地や私有地前の道路などに犬のふんが放置されていると市に苦情が寄せられています。

犬は自分のふんの後始末ができません。ふんを持ち帰ることは飼い主の責任・義務であり、散歩をする上での最低限のマナーです。ビニール袋などを必ず持参し、ふんを持ち帰り、適切に処理しましょう。

ふんを始末せずに放置する行為は軽犯罪法や廃棄物処理法に違反する場合があります。

飼い主の心がけにより、地域に住む誰もが住みやすい環境を作りましょう。

info

06

定額減税補足給付金(不足額給付)の
申請はお済みですか？～間もなく申請期限～

申請期限

10月31日(金)
(当日消印有効)

令和6年度に実施した、定額減税補足給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じた方や、定額減税において定額減税の対象外となった方などで一定の条件を満たす方に上記の給付金を支給しています。該当する方には8月上旬に確認書を送付しています。

確認書の提出がお済みでない方は申請期限まで手続きをしてください。手続き方法などの詳細は、市ホームページまたは広報ゆざわ8月号をご覧ください。下記に問い合わせください。

問 税務課市民税班 (☎ 79-6911)

info

07

令和7年度介護予防活動「仲間っこの集い」
『スローエアロビックス』 参加無料

スローエアロビックスは、運動初心者でも簡単な、姿勢と呼吸を整える3つの「シンプル」な運動を繰り返すものです。

■日 時 11月7日(金)／午前10時～11時30分
■場 所 湯沢勤労青少年ホーム スポーツ室
■講 師 戸田 加代子 氏(健康運動指導員)

■対 象 65歳以上
■持ち物 上履き、動きやすい服装、飲み物
■申込み 下記にお電話ください。

問 湯沢市地域包括支援センター (☎ 78-2311)



湯沢市介護予防
キャラクター
「まめっち」